

「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定について

1 主旨

東京都及び区市町は、都市計画公園・緑地の整備に一体になって取り組むため、平成 18 年 3 月に「都市計画公園・緑地の整備方針」(以下、「整備方針」という)を策定し、平成 23 年 12 月に 1 回目の改定を行った。整備方針に基づき、計画的な事業化を進めてきた結果、この 7 年間で供用面積が 109 ヘクタール拡大されるなど、着実な成果を上げている。

東京都が令和元年 12 月に策定した「「未来の東京」戦略ビジョン」では、水と緑溢れる東京の実現に向けた戦略として、「整備方針を策定し、優先して整備を進める区域を増やすとともに、都と関係区市町が一体となって都市計画公園・緑地の事業化などに集中的に取り組む」としている。

整備方針は、今後、重点的に整備すべき都市計画公園・緑地を明らかにするとともに、民間事業者を含む多様な主体と連携した公園整備の方向性を示していくため、都区市町合同改定検討委員会で改定の検討を進めてきたところである。

このたび、本年 2 月に公表した整備方針改定案に対し、パブリックコメントで寄せられた意見も踏まえ、本方針を改定したので報告する。

2 これまでの経緯

令和元年度 都区市町合同改定検討委員会 2 回、同幹事会 3 回
令和 2 年 2 月 整備方針の改定(案)公表、パブリックコメント
都市整備常任委員会(パブリックコメント実施の報告)
令和 2 年 6 月 都区市町合同改定検討委員会

3 整備方針改定案へのパブリックコメント実施結果

実施日時：令和 2 年 2 月 13 日～3 月 19 日(東京都により実施)
意見数：59 件(38 通)

4 整備方針の内容

別紙「整備方針」改定(本編)概要版のとおり。

5 改定後の計画期間

令和 2 年度から令和 11 年度まで 10 年間

6 主な改定内容

- (1) 今後10年間で優先的に整備する公園・緑地について、優先整備区域を設定し、事業化計画として定める。

事業主体		重点公園・緑地	優先整備区域
都区市町全体		164箇所	530ha
内、 世田谷区 区内	東京都	祖師ヶ谷公園 1箇所	5(1)ha
	世田谷区	16箇所(8箇所) 下代田公園、北烏山えのき公園、二子玉川公園、上用賀公園、玉川野毛町公園、等々力溪谷公園、瀬田農業公園、喜多見農業公園、次大夫堀緑地、成城みつ池緑地、大蔵緑地、深沢六丁目緑地、岡本わきみず緑地、岡本いこいのもり緑地、深沢二丁目緑地、南烏山二丁目緑地	10ha (10ha)

()内は平成23年12月改定時の数値

世田谷区の優先整備区域変更の考え方

避難場所の確保、樹林地・農地・歴史資源の保全、および、公園が少ない地域を解消する上で、重要な区域を優先整備区域に追加する。

既開園区域に隣接している区域、用地取得を進めることで点在している公園がつながる区域、確実に取得することが決まっている区域等、整備効果の高い区域を優先整備区域に追加する。

- (2) 整備方針改定後に都市計画決定した公園・緑地の優先整備区域の拡大

「緑確保の総合的な方針」に示されている「確保地(水準1)から(水準3)」または「区域設定の評価基準」に照らし区域の重要性・整備効果が認められる区域を優先整備区域として拡大する。

- (3) 優先整備区域内の建築制限の緩和

都市計画道路との整合を図り、建築制限緩和の対象を、優先整備区域を含むすべての都市計画公園・緑地に拡大し、木造、鉄骨造等の構造であれば3階建てを建築可能とする。(令和2年10月1日からの施行を予定)

7 公表日・周知方法

令和2年7月16日(木)

都、区のホームページ及び区のお知らせ8月1日号にて周知